

## 平成22年度第2回奈良県特別職報酬等審議会議事録（要点筆記）

日時 平成22年11月8日（月） 午後2時から  
場所 県庁6階 第62会議室

### 【出席委員】

近東会長、植野委員、塩見委員、福本委員、森本委員、山寄委員、山本委員 以上7名

### 【議事（審議）】

第1回審議会に引き続き、議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額について審議したところ平成22年度分は、引下げ改定の方角と決定され、それを受けて、次の内容で平成22年11月9日に知事に対して答申することが決定され、平成22年度第2回奈良県特別職報酬等審議会は終了された。

- ① 本年度の人事委員会勧告で一般職の職員の給与が昨年を引き続きのマイナス改定の勧告であり、平成21年度に当審議会が答申した「社会経済情勢等の変化や財政状況等を勘案し、時宜に即して見直しを行うことが適当である。」という内容を踏まえ、県民の理解を得られる報酬等の額に見直す。
- ② 報酬等の額は、前回平成21年度の改定額算定方法のとおり、一般職の職員の給与の公民較差率により算定する。
- ③ 改定時期及び平成22年12月に支給される期末手当の額の調整は一般職の職員に準じる。

〔主な質疑、意見等は以下のとおり〕

（委員）知事に答申する際に、審議会の答申が奈良県内の市町村の職員にも影響すること等を議論したことを伝えるべきである。

（委員）答申の中に「今後も特別職の報酬等については、社会経済情勢等の変化や財政状況等を勘案し、時宜に即した見直しを行う」ということを盛り込むかどうか。

（事務局）社会情勢等を勘案し時宜に即した見直しという考えとなったのは、平成10年以降である。特別職の報酬は平成5年の次は平成10年に改定しているが、その間も人事委員会の勧告を受けて一般職の職員の給与は上がっていた。平成

10年の審議会において、あまりにもまとめてするのはどうかという話になり、以降はきめ細かく対応することとなった。

(事務局) 特別職の報酬というのは特別職が自ら審議会に諮問をさせていただく。そういうときに、社会情勢や経済情勢をみた上で諮問をかけていくことにより、恣意的なものがないようにしている。

(委員) 「時宜に即した見直し」ということは、きめ細かく対応していくということですね。

(委員) 職員の給料は下がっているから、知事の立場としては、やはり民間と公務員の給料の差があれば、諮問せざるをえないということでしょう。逆に上げる時にも、同じ考えでいけばいいのでしょうか。